

○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号）の一部改正

※下線部が改正箇所。各様式の元号に係る記載について、「平成」から「 」(元号を削除)に改める箇所(各様式中作成者が事業年度や通知日等の日付を記載する箇所に限る。)については、新旧対照表における記載を省略する。

改正(案)	現 行				
<p>第1条 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)、<u>認定基幹放送事業者(連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる認定基幹放送事業者に委託して実施することを約した複数の認定基幹放送事業者)を含む。以下同じ。)</u>、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者(連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者)を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。)、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者(以下「有線放送設備設置者」という。))その他の法人(法人の連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。))を含む。以下同じ。)、都道府県、<u>都道府県の連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる都道府県に委託して実施することを約した複数の都道府県をいう。以下同じ。)</u>、市町村(連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村)を含む。以下同じ。)、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人(以下「第三セクター法人」という。)、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体(以下「共聴組合」という。)、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送(以下「地上デジタルテレビ放送」という。)の受信が困難な者に対する対策を講ずること、ラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ること、中間周波数の漏洩により他の無線通信に障害を与えるおそれのある衛星基幹放送の受信を目的とする受信設備を改修することで適正な受信環境の整備を図ること及び大規模災害の発生時においても現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図るため、地上基幹放送及び移動受信地上基幹放送(以下「地上基幹放送等」という。)に関する耐災害性強化を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者(連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者)を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。)、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者(以下「有線放送設備設置者」という。))その他の法人(法人の連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。))を含む。以下同じ。)、都道府県、市町村(連携主体(補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村)を含む。以下同じ。)、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人(以下「第三セクター法人」という。)、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体(以下「共聴組合」という。)、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送(以下「地上デジタルテレビ放送」という。)の受信が困難な者に対する対策を講ずること、ラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ること及び中間周波数の漏洩により他の無線通信に障害を与えるおそれのある衛星基幹放送の受信を目的とする受信設備を改修することで適正な受信環境の整備を図ることを目的とする。</p>				
<p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 無線システム普及支援事業 次に掲げる事業をいう。 ア～キ (略)</p> <p><u>ク 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業</u> <u>大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送等の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを目的として放送設備等を整備する事業であって、一般社団法人等、認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者等、都道府県、都道府県の連携主体又は市町村が行うもの</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 無線システム普及支援事業 次に掲げる事業をいう。 ア～キ (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p>				
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (同左)</p>				
<p>(交付額)</p> <p>第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県(携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。)、<u>都道府県の連携主体</u>又は市町村(携帯電話等エリア整備事業にあつては、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。また、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助をする場合を含む。)に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="92 1839 1454 1875"> <tr> <td>区分</td> <td>額</td> </tr> </table>	区分	額	<p>(交付額)</p> <p>第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県(携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。)又は市町村(携帯電話等エリア整備事業にあつては、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。また、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助をする場合を含む。)に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1839 2873 1875"> <tr> <td>区分</td> <td>額</td> </tr> </table>	区分	額
区分	額				
区分	額				

電波遮へい対策事業		(略)	
無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業	(略)	(略)
	地上デジタル放送送受信環境整備事業	(略)	(略)
	民放ラジオ難聴解消支援事業	(略)	(略)
	公衆無線LAN環境整備支援事業		(略)
	中間周波数漏洩対策事業費補助事業		(略)
	高度無線環境整備推進事業	(略)	(略)
	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	都道府県、都道府県の連携主体又は市町村	補助対象経費の2分の1に相当する額
	一般社団法人等、認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者等	補助対象経費の3分の1に相当する額	

2 (略)

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人（設立準備中のものを含む。）、都道府県、都道府県の連携主体又は市町村（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2～3 (略)

第7条 (略)

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた法人、都道府県、都道府県の連携主体又は市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 (略)

第8条の2～第23条 (略)

附 則（平成17年11月25日総基移第380号）

1～8 (略)

9 東日本大震災に係る災害救助法が適用された市町村（岩手県、宮城県、福島県の市町村に限る。）のうち、財政力指数が0.42未満であって、令和2年度末までに、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害（以下「激甚災害」という。）を受けた市町村において、当該激甚災害による被害を受けた施設又は設備に対する本要綱の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

附 則（平成18年10月4日総情上第206号）

附 則（平成19年4月1日総情上第57号）

附 則（平成20年5月30日総情上第84号）

附 則（平成20年10月16日総情デ第39号）

附 則（平成20年12月1日総基移第401号）

附 則（平成21年2月18日総情上第40号）

附 則（平成21年5月12日総情上第114号）

附 則（平成21年6月10日総情上第140号）

電波遮へい対策事業		(同左)	
無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業	(同左)	(同左)
	地上デジタル放送送受信環境整備事業	(同左)	(同左)
	民放ラジオ難聴解消支援事業	(同左)	(同左)
	公衆無線LAN環境整備支援事業		(同左)
	中間周波数漏洩対策事業費補助事業		(同左)
	高度無線環境整備推進事業	(同左)	(同左)
	<u>(新規)</u>		

2 (同左)

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人（設立準備中のものを含む。）、都道府県又は市町村（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2～3 (同左)

第7条 (同左)

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた法人、都道府県又は市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 (同左)

第8条の2～第23条 (同左)

附 則（平成17年11月25日総基移第380号）

1～8 (同左)

9 東日本大震災に係る災害救助法が適用された市町村（岩手県、宮城県、福島県の市町村に限る。）のうち、財政力指数が0.42未満であって、平成32年度末までに、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害（以下「激甚災害」という。）を受けた市町村において、当該激甚災害による被害を受けた施設又は設備に対する本要綱の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同左)

附 則（平成18年10月4日総情上第206号）

附 則（平成19年4月1日総情上第57号）

附 則（平成20年5月30日総情上第84号）

附 則（平成20年10月16日総情デ第39号）

附 則（平成20年12月1日総基移第401号）

附 則（平成21年2月18日総情上第40号）

附 則（平成21年5月12日総情上第114号）

附 則（平成21年6月10日総情上第140号）

- 1 (略)
 2 第3条、第5条、第8条の2、第9条 (略)
 別表第1～第2 (略)

別表第3

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業(受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業に限る。)	(1)助成費	別表第1に掲げる受信障害対策共聴施設整備事業の実施に必要な助成金の額
	(2)事務費	受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業に付帯して必要な最低限の事務費
無線システム普及支援事業(共同住宅共聴施設整備事業費補助事業に限る。)	(1)助成費	別表第1に掲げる共同住宅共聴施設整備事業の実施に必要な助成金の額
	(2)事務費	共同住宅共聴施設整備事業費補助事業に付帯して必要な最低限の事務費

- 3 (略)
 附 則(平成21年12月28日総情上第305号)
 附 則(平成22年2月1日総情上第4号)
 附 則(平成22年8月31日総情上第210号)
 附 則(平成22年12月10日総情上第265号)
 附 則(平成23年3月8日総情上第27号)
 附 則(平成23年4月25日総情上第83号)
 附 則(平成23年7月6日総情上第107号)
 附 則(平成23年10月12日総情上第176号)
 附 則(平成23年11月7日総情上第183号)
 附 則(平成24年2月17日総情上第25号)
 附 則(平成25年5月10日総情上第47号)
 附 則(平成25年7月1日総基重第59号)
 附 則(平成25年11月28日総基重第128号)
 附 則(平成26年6月10日総情上第93号)
 附 則(平成27年3月30日総基重第25号)
 附 則(平成27年4月23日総情上第16号)
 附 則(平成28年5月24日総情地第45号)
 附 則(平成29年1月24日総情域第3号)
 附 則(平成29年3月30日総基移第61号)
 附 則(平成30年3月30日総基移第85号)
 附 則(平成31年3月29日総基事第53号)

附 則(令和元年6月5日総情上第9号)

- 1 この要綱は、令和元年6月5日から施行する。
 2 この要綱の適用の際、現に交付又は交付決定されている補助金については、なお従前の例による。

別表第1 (略)

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
1～7 (略)	(略)	(略)
8 無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業に限る。)	(1)施設・整備費	(略)
	(2)用地取得費・道路費	(略)
9～11 (略)	(略)	(略)
12 無線システム普及	(1)施設・設備費	ア 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経

- 1 (同左)
 2 第3条、第5条、第8条の2、第9条 (同左)
 別表第1～第2 (同左)

別表第3

事業の区分	経費区分	内容
無線システム普及支援事業(受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業に限る。)	(1)助成費	別表第1に掲げる受信障害対策共聴施設整備事業の実施に必要な助成金の額
	(2)事務費	受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業に付帯して必要な最低限の事務費
無線システム普及支援事業(共同住宅共聴施設整備事業費補助事業に限る。)	(3)助成費	別表第1に掲げる共同住宅共聴施設整備事業の実施に必要な助成金の額
	(4)事務費	共同住宅共聴施設整備事業費補助事業に付帯して必要な最低限の事務費

- 3 (同左)
 附 則(平成21年12月28日総情上第305号)
 附 則(平成22年2月1日総情上第4号)
 附 則(平成22年8月31日総情上第210号)
 附 則(平成22年12月10日総情上第265号)
 附 則(平成23年3月8日総情上第27号)
 附 則(平成23年4月25日総情上第83号)
 附 則(平成23年7月6日総情上第107号)
 附 則(平成23年10月12日総情上第176号)
 附 則(平成23年11月7日総情上第183号)
 附 則(平成24年2月17日総情上第25号)
 附 則(平成25年5月10日総情上第47号)
 附 則(平成25年7月1日総基重第59号)
 附 則(平成25年11月28日総基重第128号)
 附 則(平成26年6月10日総情上第93号)
 附 則(平成27年3月30日総基重第25号)
 附 則(平成27年4月23日総情上第16号)
 附 則(平成28年5月24日総情地第45号)
 附 則(平成29年1月24日総情域第3号)
 附 則(平成29年3月30日総基移第61号)
 附 則(平成30年3月30日総基移第85号)
 附 則(平成31年3月29日総基事第53号)

(新規)

別表第1 (同左)

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
1～7 (同左)	(同左)	(同左)
8 無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業に限る。)	(1)施設・整備費	(同左)
	(2)用地取得費・道路費	(同左)
9～11 (同左)	(同左)	(同左)
12 無線システム普及	(1)施設・設備費	ア 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経

(新規)

支援事業(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業に限る。)		費 (ア) 予備送信設備 (イ) 予備電源設備 (ウ) 予備中継回線設備 (エ) 予備番組送出設備 (オ) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経費 ウ 附帯工事費
	(2) 用地取得・道路費	ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む。) イ 附帯工事費
	(3) 企画・開発費	ア ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む。) イ その他事業を実施するために必要な経費

別表第3 (略)

別表第3 (同左)

様式第1号 (第6条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る) [削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(注1) (略)

(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
都道府県知事、市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

1~2 (略)

様式第1号 (第6条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(注1) (同左)

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

1~2 (同左)

3 補助事業の概要

別紙1 第1～16 (略)

別紙1 第17 (地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業の場合)

(4 (略)
5 (略))

4 添付資料

(1) (略)

(2) 別紙2 工事概要書(携帯電話等エリア整備事業(賃借費)、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業、中間周波数漏洩対策事業費補助事業、伝送用専用線設備整備助成事業及び地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業(工事を要しない場合)を除く。)

(3) (略)

- 対策事業を都道府県、市町村又は法人の連携主体が行う者については、
- ① 当該対策事業を行う都道府県、市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの
 - ② 本様式に従って交付申請書を提出する都道府県、市町村又は法人が、当該対策事業を行う都道府県、市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの(注5)
- (注5) 連携主体を構成するすべての都道府県、市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面

(4) (略)

別紙1
第1～第16 (略)

第17

補助事業の概要

<u>都道府県名、都道府県の連携主体名、市町村名、一般社団法人等名又は放送事業者名</u> 代表者氏名	<u>(注)</u>
<u>対象事業の別</u>	
<u>補助事業の内容</u>	
<u>施設の設置場所</u>	
<u>着工予定日</u>	
<u>完了予定日</u>	

3 補助事業の概要

別紙1 第1～16 (同左)

(新規)

(4 (同左)
5 (同左))

4 添付資料

(1) (同左)

(2) 別紙2 工事概要書(携帯電話等エリア整備事業(賃借費)、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業、中間周波数漏洩対策事業費補助事業及び伝送用専用線設備整備助成事業を除く。)

(3) (同左)

- 対策事業を市町村又は法人の連携主体が行う者については、
- ① 当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの
 - ② 本様式に従って交付申請書を提出する市町村又は法人が、当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの(注5)
- (注5) 連携主体を構成するすべての市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面

(4) (同左)

別紙1
第1～第16 (同左)

(新規)

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得・道路費	
	企画・開発費	
	合計	

備考

(注) 放送事業者の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇ラジオ、〇〇ラジオ・・・及び〇〇ラジオ) 代表
代表者」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
代表者」
と記載すること。

添付書類

- (1) 以下の事項を含む整備計画書
 - ・施設・設備の概要 (どの既存の施設・設備に係る予備放送設備であるかの説明を含む。)
 - ・補助事業のスケジュール (補助事業に必要な無線局免許に係るものを含む。)
- (2) 補助対象経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (3) その他参考となる資料

別紙2

工事概要書

対策事業を行う者の名称
代表者氏名 印 (注1)

(注1) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
代表者 印」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
都道府県知事、市町村長 印」
と記載すること。

1～7 (略)

別紙2

工事概要書

対策事業を行う者の名称
代表者氏名 印 (注1)

(注1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
代表者 印」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長 印」
と記載すること。

1～7 (同左)

様式第2号（第7条第1項関係）

番 号
年 月 日

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

[削る] 年 月 日付け 第 号で申請のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

（注1） 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事、市町村長」
法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者」
と記載すること。

（注2）（略）

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
 申請書に記載されたとおりとする。
 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業、別紙1の第14：中間周波数漏洩対策事業費補助事業、別紙1の第15：伝送用専用線設備整備助成事業、別紙1の第16：伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備復旧事業及び有線共聴施設復旧事業、別紙1の第17：地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業）のとおりとする。

2～4 （略）

別紙1
第1～第16 （略）

様式第2号（第7条第1項関係）

番 号
年 月 日

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

（注1） 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長」
法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者」
と記載すること。

（注2）（同左）

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
 申請書に記載されたとおりとする。
 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業、別紙1の第14：中間周波数漏洩対策事業費補助事業、別紙1の第15：伝送用専用線設備整備助成事業、別紙1の第16：伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備復旧事業及び有線共聴施設復旧事業）のとおりとする。

2～4 （同左）

別紙1
第1～第16 （同左）

第17

補助事業の概要

都道府県名、都道府県の 連携主体名、市町村名、 一般社団法人等名又は 放送事業者名 代表者氏名	(注)
対象事業の別	
補助事業の内容	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経 費 区 分	施設・設備費	
	用地取得・道路費	
	企画・開発費	
	合計	

(注) 放送事業者の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇ラジオ、〇〇ラジオ・・・及び〇〇ラジオ) 代表
代表者」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
代表者」
と記載すること。

(新規)

別紙2 (略)

別紙2 (同左)

様式第3号 (第8条第2項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請取下げ届出書

[削る] 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請([削る] 年 月 日付け 第 号)を取り下げます。

(注1) (略)

(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 印」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
都道府県知事、市町村長 印」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 印」

と記載すること。

記

(略)

様式第3号 (第8条第2項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請(平成 年 月 日付け 第 号)を取り下げます。

(注1) (同左)

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 印」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
市町村長 印」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 印」

と記載すること。

記

(同左)

様式第4号 (第10条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書

[削る] 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助事業の一部を変更する必要があるため、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

様式第4号 (第10条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業の一部を変更する必要があるため、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

<p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>認定基幹放送事業者</u>、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表 代表者 印」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体(<u>〇〇県</u>、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 <u>都道府県知事</u>、市町村長 印」</p> <p>法人の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表 代表者 印」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p>	<p>(注1) (同左)</p> <p>(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表 代表者 印」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 市町村長 印」</p> <p>法人の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表 代表者 印」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(同左)</p>
<p>別紙(様式第4号関係) (略)</p>	<p>別紙(様式第4号関係) (同左)</p>
<p>様式第5号(第10条第3項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>法人の名称及び 殿 その代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長(注1)</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 印(注2)</p> <p style="text-align: center;"><u>削る</u> 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書</p> <p><u>削る</u> 年 月 日付け 第 号で申請のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)<u>削る</u> 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第10条第4項の規定に基づき通知する。</p> <p>(注1) <u>認定基幹放送事業者</u>、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表 代表者 印」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体(<u>〇〇県</u>、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 <u>都道府県知事</u>、市町村長 印」</p> <p>法人の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表 代表者 印」</p> <p>と記載すること。</p> <p>(注2) (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>様式第5号(第10条第3項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>法人の名称及び 殿 その代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長(注1)</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 印(注2)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付け 第 号で申請のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)<u>平成</u> 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第10条第4項の規定に基づき通知する。</p> <p>(注1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表 代表者 印」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 市町村長 印」</p> <p>法人の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表 代表者 印」</p> <p>と記載すること。</p> <p>(注2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">記</p>

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業、別紙1の第14：中間周波数漏洩対策事業費補助事業、別紙1の第15：伝送用専用線設備整備助成事業、別紙1の第16：伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備復旧事業及び有線共聴施設復旧事業、別紙1の第17：地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業）のとおりとする。

2～4 （略）

別紙1
 第1～第16 （略）

第17

補助事業の概要

<u>都道府県名、都道府県の 連携主体名、市町村名、 一般社団法人等名又は 放送事業者名 代表者氏名</u>	<u>(注)</u>
<u>対象事業の別</u>	
<u>補助事業の内容</u>	
<u>施設の設置場所</u>	
<u>着工予定日</u>	
<u>完了予定日</u>	

(千円)

<u>国庫補助金申請額（事業費×補助率）</u>		<u>事業費</u>
<u>経費区分</u>	<u>施設・設備費</u>	
	<u>用地取得・道路費</u>	

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業、別紙1の第14：中間周波数漏洩対策事業費補助事業、別紙1の第15：伝送用専用線設備整備助成事業、別紙1の第16：伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備復旧事業及び有線共聴施設復旧事業）のとおりとする。

2～4 （同左）

別紙1
 第1～第16 （同左）

(新規)

企画・開発費		
合計		

(注) 放送事業者の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇ラジオ、〇〇ラジオ・・・及び〇〇ラジオ) 代表
代表者」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
代表者」
と記載すること。

別紙2 (略)

様式第6号 (第10条第4項関係)

番 年 月 日 号

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止 (廃止) 承認申請書

[削る] 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) [削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助事業を中止 (廃止) したいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

(注1) (略)

(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
代表者 印」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
都道府県知事、市町村長 印」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者 印」

と記載すること。

記

(略)

別紙2 (同左)

様式第6号 (第10条第4項関係)

番 年 月 日 号

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止 (廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業を中止 (廃止) したいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

(注1) (同左)

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
代表者 印」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長 印」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者 印」

と記載すること。

記

(同左)

様式第7号 (第11条関係)

番 年 月 日 号

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助事業事故報告書

[削る] 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

(注1) (略)

(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
都道府県知事、市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

(略)

様式第7号 (第11条関係)

番 年 月 日 号

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

(注1) (同左)

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

(同左)

様式第8号 (第12条第1項関係)

番 年 月 日 号

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書

[削る] 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。(注3、注4、注5、注6、注7)

(注1) (略)

(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

様式第8号 (第12条第1項関係)

番 年 月 日 号

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。(注3、注4、注5、注6、注7)

(注1) (同左)

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

<p>「連携主体（<u>〇〇県</u>、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 <u>都道府県知事</u>、市町村長 印 」</p> <p>法人の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者 印 」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p>	<p>「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 市町村長 印 」</p> <p>法人の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者 印 」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(同左)</p>
<p>様式第9号 (略)</p>	<p>様式第9号 (同左)</p>
<p>様式第10号 (第13条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p> <p style="text-align: center;">[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書</p> <p>[削る] 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) [削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、[削る] 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>認定基幹放送事業者</u>、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、 「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表 代表者 印 」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体 (<u>〇〇県</u>、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表 <u>都道府県知事</u>、市町村長 印 」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p>	<p>様式第10号 (第13条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) <u>平成</u> 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、<u>平成</u> 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p>(注1) (同左)</p> <p>(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、 「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表 代表者 印 」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表 市町村長 印 」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(同左)</p>
<p>様式第10号の2～様式第15号の3 (略)</p>	<p>様式第10号の2～様式第15号の3 (同左)</p>
<p>様式第16号 (第14条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>法人の名称及びその 殿 代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注1)</p>	<p>様式第16号 (第14条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>法人の名称及びその 殿 代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注1)</p>

総務大臣 印（注2）

[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

[削る] 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。
 なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第14条第2項の規定により、[削る] 年 月 日までに返還を命じる。
 （注1）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
 「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
 代表者 印 」
 地方公共団体の連携主体にあつては、
 「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事、市町村長 印 」
 法人の連携主体にあつては、
 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
 代表者 印 」
 と記載すること。
 （注2）（略）

記

（略）

総務大臣 印（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。
 なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第14条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。
 （注1）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
 「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
 代表者 印 」
 地方公共団体の連携主体にあつては、
 「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
 市町村長 印 」
 法人の連携主体にあつては、
 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
 代表者 印 」
 と記載すること。
 （注2）（同左）

記

（同左）

様式第17号（第15条第2項関係）

番 年 月 日 号

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書

[削る] 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）[削る] 年度無線システム普及支援事業費等補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。
 （注1）（略）
 （注2）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
 「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
 代表者 印 」
 地方公共団体の連携主体にあつては、
 「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事、市町村長 印 」
 法人の連携主体にあつては、
 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表

様式第17号（第15条第2項関係）

番 年 月 日 号

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。
 （注1）（同左）
 （注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
 「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
 代表者 印 」
 地方公共団体の連携主体にあつては、
 「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
 市町村長 印 」
 法人の連携主体にあつては、
 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表

<p>と記載すること。</p> <p style="text-align: right;">代表者 印 』</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p>	<p>と記載すること。</p> <p style="text-align: right;">代表者 印 』</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(同左)</p>
<p>様式第18号 (略)</p>	<p>様式第18号 (同左)</p>
<p>様式第19号 (第19条、第19条の2、第20条第1項、第20条の2関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及びその 代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p> <p style="text-align: right;">申請 年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認届出書</p> <p>[削る] 年度において、無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を申請します。添えて下記のとおり届け出ます。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、 「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表 代表者 印 』</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体 (<u>〇〇県</u>、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表 <u>都道府県知事</u>、市町村長 印 』</p> <p>法人の連携主体にあつては、 「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表 代表者 印 』</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p>	<p>様式第19号 (第19条、第19条の2、第20条第1項、第20条の2関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: right;">法人の住所、名称及びその 代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p> <p style="text-align: right;">申請 年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認届出書</p> <p>平成 年度において、無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を申請します。添えて下記のとおり届け出ます。</p> <p>(注1) (同左)</p> <p>(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、 「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表 代表者 印 』</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表 市町村長 印 』</p> <p>法人の連携主体にあつては、 「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表 代表者 印 』</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(同左)</p>
<p>様式第20号～様式第21号 (略)</p>	<p>様式第20号～様式第21号 (同左)</p>
<p>無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】</p> <p>(略)</p>	<p>無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】</p> <p>(同左)</p>
<p>別紙 (略)</p>	<p>別紙 (同左)</p>